

子育て安心プランと子ども・子育て支援総合計画との整合性

○子ども・子育て支援総合計画の見直しについて

国は、平成30年度以降も喫緊の課題である待機児童解消のための取り組みを一層強化し、推進していくため、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、女性の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備を2020年度末までに前倒しして実施していくこととしています。

本市は、平成29年12月21日に国から示された子育て安心プラン実施方針を踏まえ、子育て安心プラン実施計画（別紙）を作成し、2020年度末までの待機児童解消に向けて取り組みを行っていきます。

今回の子ども・子育て支援総合計画の見直しは、子育て安心プランの実施方針を踏まえ行っております。

○子育て安心プラン支援パッケージの主な取り組み内容

1. 保育の受け皿の拡大

内容	取り組み内容
認可保育所の整備	施設数を増やす
認定こども園の整備	施設数を増やす
小規模保育所の整備	施設数を増やす
一時預かり事業	施設数を増やす
病児・病後児保育事業	平成29年度より病児保育実施

2. 保育人材確保のための総合的な対策

内容	取り組み内容
保育士の処遇改善	平成30年度より拡大
保育士養成修学資金貸付	引き続き実施
保育士宿舍借り上げ支援	引き続き実施
保育士資格取得講座受講料等補助	引き続き実施
保育園等におけるICT化推進	平成30年度より実施

3. 保護者への「寄り添う支援」

内容	取り組み内容
保育園等の情報提供、相談による支援	引き続き実施
妊娠中からの保育園等への入園申込み	平成30年度の入園より実施

4. 保育の受け皿拡大と車の両輪「保育の質の確保」

内容	取り組み内容
認証保育所の整備	施設数を増やす
認証保育所への運営費等補助金	引き続き実施
認証・簡易保育所通園児補助金事業	引き続き実施

5. 持続可能な保育制度の確立

内容	取り組み内容
国・県の補助金等の活用等	引き続き実施

6. 保育と連携した「働き方改革」

内容	取り組み内容
在園児の在園期間の育児休業期間を2歳までに延長	平成29年度より延長